

# 請願審査資料

平成26年請願第5号

保険薬局への無料低額診療事業に関する意見書議決及び  
保険薬局での窓口負担助成制度の創設について

平成26年6月17日

保健福祉局

2. 保険薬局が無料低額診療事業の対象となるまでの期間、保険薬局での窓口負担の助成制度を設けること。

1. 無料低額診療事業について

(1) 無料低額診療事業の概要

- 無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業である。
- 無料低額診療事業は第二種社会福祉事業として位置づけられ、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられている。
- 無料低額診療事業実施のために必要な費用は、無料低額診療事業実施主体が負担する。

※ 社会福祉法（抜粋）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

(2) 診療を行う事業の範囲

社会福祉法において、無料低額診療事業は「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」と規定されており、病院・診療所での診療が対象となり、薬局は事業の実施主体になることができない。

「診療」には、治療の一環としての投薬も含まれるため、無料低額診療事業実施医療機関の院内処方については、無料低額診療事業に含まれ、減免の対象となるが、院外処方による薬局での調剤は減免の対象とはならない。

(3) 病院等が無料低額診療事業を行うにあたって満たすべき基準

(平成13年7月23日付社援発第1276号厚生労働省社会・援護局長通知)

- ① 低所得者、要保護者、行旅病人、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等の生計困難者を対象とする診療費の減免方法を定めて、これを明示すること。

- ② 生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の 10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の総延数の 10%以上であること。
- ③ 医療上，生活上の相談に応ずるために医療ソーシャル・ワーカーを置き，かつ，そのために必要な施設を備えること。
- ④ 生活保護法による保護を受けている者その他の生計困難者を対象として定期的に無料の健康相談，保健教育等を行うこと。 ほか

(4) 福岡市における無料低額診療事業の実績

① 福岡市における無料低額診療事業実施主体

2 法人 (8 医療機関)

② 平成 24 年度の無料低額診療事業実績 (2 法人合計)

	人数 ※1	無料低額診療事業患者に占める割合
無料低額診療事業患者	1 6 7, 3 1 7	-
生保患者 ※2	1 3 9, 6 8 7	8 3. 5 %
減免患者 ※3	2 7, 6 3 0	1 6. 5 %

※1 人数はいずれも延べ人数

※2 生保患者については，診療費・調剤費ともに全額公費負担のため患者の自己負担はなし

※3 減免患者の薬剤処方については，1 法人は，無料低額診療事業に含まれる院内処方に対応しており，院外処方の対象となる通院患者数は 2,696 人

(5) 無料低額診療事業の新規開始届出に関する国の方針

(平成 13 年 7 月 23 日付社援発第 1276 号厚生労働省社会・援護局長通知)

第三 今後における指導監督 (一部抜粋)

2 無料又は低額診療事業の開始に係る社会福祉法人の設立又は定款変更の認可は，社会情勢等の変化に伴い，必要性が薄らいでいるので，抑制を図るものであること。

4 社会福祉法人以外の者から新たに無料又は低額診療事業に係る社会福祉法第 69 条の届出 (無料低額診療事業の開始届) を受理するに際しても，第三の 2 に準じて，取り扱われたいこと。

#### (6) 無料低額診療事業についての本市の考え方

医薬分業が進展している現在、生活保護法による保護を受けている者以外の患者が院外処方箋を発行された場合、制度的には薬局での調剤費については自己負担金の減免が受けられない状況にある。

しかし、無料低額診療事業を利用してもなお調剤費の捻出に困窮している者については、生活保護の要否判定を行い、必要に応じて生活保護の適用を行っているところである。

また、平成13年には厚生労働省が、無料低額診療事業の新規事業開始の届出受理について、「社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、抑制を図るものであること」との方針を示しているところであるため、無料低額診療事業の拡大については慎重に対応する必要があると考える。

#### 2. 市独自の窓口負担の助成制度創設についての本市の考え方

現状においても、無料低額診療事業の患者で調剤費の自己負担が困難な場合は必要に応じて生活保護の適用を行うことができること、また、無料低額診療事業は、社会福祉法に定める国の制度であり、国において対処すべき課題であると考ええる。